

2018年 改訂 (1) CAA 日本チョークアーティスト協会 約款

一 協会について

日本チョークアーティスト協会（CAA、以下：協会）は、活動拠点を日本とし、日本においてチョークアートの認知度を上げ、チョークアートビジネスの健全な普及と発展、チョークアーティストの育成・技術の向上とフォロー、アーティスト交流の場を拡げ社会貢献を目的とする、チョークアートに関してプロフェッショナルな人材の任意団体である。本協会所在地は代表者事務所。

二 協会員条件

会員は協会が定める一定基準の技術レベルを保持した者（第三条参照）を前提とし、他チョークアート関連協会の非会員であること。

三 協会員条件となるレベルの一定基準

協会認定校でのチョークアートレッスンにおいて 15 時間以上の受講を修了した者、チョークアートの基礎技術取得に必要な最低限の受講時間を満たしている者とする。

四 協会員の申し込み方法（新規入会）

協会へ入会希望者は、公式ウェブサイト（以下：当サイト）にある指定の入会フォームにて明記し申請すること。協会認定校の受講生・卒業生も同様に申請すること。担当講師へのメール連絡等は申請とならない。

フォームから申請後、7 日以内に指定口座へ入会金・年会費を振込むこと。振込手数料は入会希望者の負担となる。

入金確認をもって、メンバー管理部より登録完了メール、メンバーズカードと協会ガイドンスが送付される。

五 協会入会金および年会費について

一般会員 入会金：5,000 円（税込み）年会費：5,000 円（税込み）、認定講師 年会費：10,000 円（税込み）

協会認定校からの入会者は、入会金が 4,000 円となる。年会費は 4 月から翌年 3 月まで、12 ヶ月分に充当し、前納すること。

入会時が 4 月から 10 月までは年会費全額、11 月から 3 月までは、以下該当金額で納入すること。

年会費一覧表

入会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	4,500円	4,000円	3,500円	3,000円	2,500円

協会費は協会公式ウェブサイト維持費、協会に関する資料・協会主催のイベント公共施設使用料(補助金)などに充当される。

年会費は毎年 3 月 25 日～翌 4 月末までに納めるものとし、協会指定口座へ振込みにて更新手続きを取るものとする。

猶予期間として毎年 6 月末日までに年会費の確認が取れない場合は、自動退会となる。

認定講師になるためインストラクターコースを受講する者で協会未加入または更新未完了の者は、初回受講日までに手続きを完了すること。ME 講師は受講者の協会加入状況を必ず確認すること。

六 協会員資格の停止、強制退会

協会は協会員が以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、協会員資格を停止・剥奪または審議することができる。

- (1) 協会員が本規約または別途定めた各種規定に違反した場合
- (2) 協会員が、著しく秩序や規律を乱したり、協会全体に断続的に迷惑をかけたり、故意に不正な行為があった場合
- (3) 年会費を指定期日までに連絡なく納入されない場合、協会の指定する日付をもって自動退会となる。

協会が会員として不適切と判断し、前項に基づき協会員資格の停止または剥奪となった場合、当該協会員に生じた不利益、損害について、当協会は一切の責任を負わない。

- (1) 資格剥奪により強制退会となった場合、年会費の返金はなされない。
- (2) 強制退会者は再入会できない。

但し、協会本部で審議が行われ許可が出た該当者は、資格停止の解除・再入会ができる。

七 休会、復帰、再入会について

休会中の会員は 2018 年度更新までに休会申請した者。2019 年度より休会制度は廃止とする。

2019 年度以後、休会者で休会期間を過ぎても復帰申請のない者は自動退会の対象となる。休会中の会員は申請している休会期間以後より対象となる。休会からの復帰に入会金はかからない。

以前在籍し退会した者は、退会日より原則 1 年後より再入会できる。早期復帰についてはメンバー管理部まで相談すること。

一般会員で再入会する場合、新規入会扱いとなる。（第四条参照）

認定講師で再入会する場合、当サイトの復帰届フォームより申請と、以下を条件とする。

- (1) 復帰には入会金 5,000 円が必要。
- (2) 認定期は在籍時ではなく、新たに入会時の期で登録となる。
- (3) メンバー管理部が復帰届受領後、案内する復帰専用フォームから登録内容を申請すること。
- (4) 認定講師階級に応じて、復帰認定講座を受講すること。受講後、復帰完了となる。

八 退会について

協会員は、自己の自由な意思で随時退会できるものとし、協会所定の方法による退会の申請手続きを取るものとする。

当サイトから退会届フォームより送信をもって退会届は受領される。

退会后、当協会名の使用・表記、テキストや教材の使用はできない。退会時期に関わらず、納めた年会費は返金できない。

一度退会した場合、退会日より原則 1 年間は再入会できない。

九 トラブルと免責

当協会は、協会会員同士または協会会員と第三者（個人・団体・媒体問わず）が起こしたトラブルについては、当事者間の問題とし協会はその責任を負わない。但し問題の内容に関わらずトラブルが生じた場合、協会会員は必ず協会本部へ速やかに報告すること。問題内容により協会本部または協会全体で把握し、再発防止に務める。協会は問題解決ではなく、協会会員のサポートを適切に行なう機関である。

十 公開基準とモラル

協会会員は当協会の内部事情や関連する情報、当サイトで一般公開されていない事項について、自身の SNS 及び第三者に情報公開や口外することは営利・不営利を問わず認めない。

十一 著作権とモラル

協会会員が保持するウェブサイトには、複製・流用・引用禁止の断り書きをすることを徹底し、CAA 会員または認定校・認定講師であることを明記すること。

協会では、営利・非営利問わず、協会会員である制作者のデザインを無断で引用・複製などをして制作された第三者の作品を、制作者に断りなく第三者自身の作品として制作者以外のウェブサイト上に掲載することは著作権の侵害と考える。協会会員同士でトラブルになり兼ねない事案が生じた場合は、速やかに協会へ相談すること。

十二 情報の利用規定

当サイトに掲載する全てのコンテンツの利用、コピーを許可なく使用することは営利・非営利を問わず認めない。

十三 協会会員のウェブサイトについての免責

当協会は協会会員個人の保持するウェブサイトに掲載された内容全てについて責任を負わない。

十四 協会会員とメディア

協会会員はチョークアートに関して、確かな知識及び水準を満たす技術を保持しているため、常識に基づいた個人の思想で各自メディアに取り上げられるものとし、どの媒体に取り上げられるかについては事前・事後のいずれかで協会本部へ報告すること。

十五 組織編成と各部署代表者の変更

当協会本部は、協会会員の適材適所を提案し協議の上、各部署に適した人材を起用する。組織変更など活動状況により、予告無く変更されることがある。変更内容は協会会員向けメールマガジンや会報で公開する。

十六 協会認定校登録について

認定講師試験結果は受験日より翌1ヶ月後に、受験者に封書にて合否の通知を行う。

合格者は翌年1月より当サイトの認定講師・認定校として掲載される。

合格者は自身の屋号名・開催エリア・必要画像など、指定日までに広報へ送付すること。

認定講師以外の協会会員が講師活動を行うことは禁止とする。講師のアシスタントとして指導の補助についてはこれに該当しない。

十七 協会会員管理と詳細の変更

会員情報は、メンバー管理部にて管理される。協会からの封書やメールは申請時に記載した宛先となる。

氏名・住所・連絡先（メールアドレス含む）の変更があった場合、速やかに当サイトの申請専用フォームまたは CAA メンバー管理部へ連絡すること。

日本チョークアーティスト協会 代表 熊沢 加奈子

〒251-0032 神奈川県藤沢市片瀬 390-111 電話番号 0467 46 647

協会本部 メール info@chalkartist.org ウェブサイト <http://www.chalkartist.org/>

各部署

- (1) 協会本部 協会全体の統括、外部窓口、打ち合わせ対応全般。
- (2) メンバー管理部 協会窓口・協会会員の管理および協会員からの協会費の管理等。
- (3) マテリアル事業部 チョークアートに関するマテリアルの受注、発送等。
- (4) 広報部 ウェブサイトの管理、会報誌の発行等。グループ展サポート。
- (5) スクール事業部 協会認定講師試験の受付、会場手配などの統括等。
- (6) 企画部 協会内外部にむけての企画の発足等。
- (7) 経理部 協会経理に関する管理、税理士との窓口。